

仮称桜上水農業公園 管理運営業務委託 プロポーザル実施説明書

(配布資料)

- 1 説明書（本書）
- 2 別紙 参加表明書
- 3 参考資料1 桜上水農業公園案内図及び施設図面
- 4 参考資料2 桜上水農業公園貸与物品一覧

令和7年5月7日

世田谷区

仮称桜上水農業公園管理運営業務委託プロポーザル実施説明書

1 事業概要

(1) 件名

仮称桜上水農業公園管理運営業務委託

(2) 履行場所

名称：仮称桜上水農業公園 世田谷区桜上水二丁目12番

面積：1858㎡（内、圃場面積約800㎡）

(3) 事業目的

区では、都市農地減少の抑制のため、農地保全の対応策を「世田谷区農地保全方針」としてまとめ、平成21年10月に策定した。

方針では、生産緑地および宅地化農地、屋敷林が一堂で存する地区を農地保全重点地区に指定、従来通り生産緑地制度により農地を保全するとともに、地区ごとの特性に応じた農地等の保全策を講じたうえで、農業振興等拠点の整備を図っている。本件地は桜上水農地保全重点地区内の農地等を都市計画公園として指定した区域内であり、公社が用地を取得、農業振興等の拠点機能として暫定活用するものである。

本件地は令和6年度後半から仮称桜上水農業広場として暫定利用を行っている。本事業は、区民が農業体験を通して世田谷区の農業の文化や歴史を学び、農業・農地が持つ多面的機能の有用性や重要性の理解を促進することで、区内農業の振興を図ることを目的として、仮称桜上水農業公園の圃場管理及びにぎわいづくりを行うものである。

(4) 業務内容

仮称桜上水農業公園の維持管理業務及び地域住民を含めたすべての区民を対象とする農業体験イベント等の企画・運営業務を行う。

① 施設維持管理業務

解放時の管理作業（門扉開閉、敷地内の巡回点検、簡易清掃、敷地内のごみ処理等）

定期管理作業（除草及び樹木等の手入れ等）

② 圃場管理等業務

農産物の栽培・管理、肥料及び薬剤・灌水等、作業日誌の作成、農機具倉庫内の物品管理・整理等

・作業を行う場合もボランティア等を募り、区民等、幅広く携われる運営とすること。

③ 地域住民との関わりによる管理運営

イベント参加者や保育園等の活動支援や日常的に農に触れあえる機会の創出等

④ 農業体験イベントの企画・運営

・農業体験イベント

桜上水地区の『農』を、広く地域内外に知ってもらうための単発型イベント（植え付け、栽培管理、収穫体験等）を実施すること。想定来場数を各回20～80人程度のイベントを年2回以上実施。講師は、可能な限り地域の農家・農業者等とすること。

募集に関する事務

1) 募集方法

イベント等の参加者の募集をチラシの配布・掲示、SNS等において行う。

2) 募集時期

事前募集のイベント等については、実施予定日の2週間前までに募集を行うこと。

3) 抽選

事前申込制もしくは当日先着順にするかを判断し、手続きを行うこと。事前申込制で募集数を超えた場合には、抽選を実施し、応募者に通知すること。

⑤ 公園の広報及び要望対応

要望・苦情への可能な限り丁寧な対応を心がけること。また、仮称桜上水農業公園を区民に広くPRし、多くの区民が公園の活動に参加できるための広報活動を行うこと。

⑥ 農業公園の魅力アップに関する業務

公園利用者の増加につながる魅力づくりの提案及び実施

農業体験イベント以外でも地域の方々が公園を利用し、様々な世代が交流できる場となるよう公園の魅力アップにつながるもの

（子ども食堂との連携、堆肥づくり、みどりのトンネル、トラクター等の展示イベント、土のふれあいエリア、作物の説明看板などその他受託者の提案によるもの）

⑦ 農業公園維持管理用物品の管理補充及び小破修繕

(5) 履行期間（予定）

令和7年8月1日から令和10年3月31日まで

※契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

2 提案限度額

令和7年度分 ¥ 3, 811, 852－(税込)

※なお、本件業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、配当がなされることを条件とする。また、令和8年度以降も上記と同程度の限度額を想定して提案すること。

3 参加資格

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、又は登録されることに特段の支障がない法人であること。後者の場合は、次に掲げる書類を参加表明書に添えて提出した上で、区から本件の参加資格があることを認められた者であること。
 - ① 「登記事項証明書」1部
 - ② 「法人に関する書類（定款等）」1部
 - ③ 「会計に関する書類（直近の収支計算書等）」1部
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (5) 本条第4号に掲げる者から委託を受けていない者。
- (6) 東京都又は近隣8県（神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県）に本店若しくは営業所等を有する者。
- (7) 都道府県民税・区市町村民税に滞納がないこと。
- (8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (9) 世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会構成員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

4 選考日程

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| ・ 手続開始の公告 | 令和7年5月7日（水） |
| ・ 説明書交付期間 | 令和7年5月7日（水）～5月21日（水） |
| ・ 参加表明書提出期限 | 令和7年5月21日（水）午後5時まで（持参または郵送） |
| ・ 質問受付期限 | 令和7年5月21日（水）午後5時まで（電子メール） |
| ・ プロポーザル招請通知 | 令和7年5月28日（水）（全事業者へ電子メール送信） |
| ・ 質問回答 | 令和7年5月28日（水）（電子メール） |
| ・ 提案書提出期限 | 令和7年6月25日（水）午後5時まで（持参） |

- ・ 提案書・価格評価 令和7年6月25日（水）～7月9日（水）
- ・ プレゼンテーション 令和7年7月中旬（※予定）
- ・ 審査結果通知 令和7年7月（※予定）

5 説明書の交付

（1）交付期間

令和7年5月7日（水）～5月21日（水）まで

（2）交付方法・場所

①世田谷区ホームページよりダウンロード

トップページ → 事業者の方へ → 現在実施中プロポーザル情報
→ 住まい・街づくり・環境

世田谷区みどり33推進担当部公園緑地課にて窓口配布

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1（二子玉川分庁舎2階）

（受付時間：土・日曜、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

6 参加表明書の提出

（1）提出書類

①「参加表明書（別紙）」1部

②「令和7年4月1日までを納付期限とする直近1年間の事業年度に係る都道府県
民税・市町村民税に係る納税証明書」1部（発行から3ヶ月以内のもので写しでも
可）

③世田谷区入札参加資格の受付書（写し）… 1部

ただし、世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、上記3（1）

①～③の書類を提出すること。… 各1部

④会社概要がわかるパンフレット等（様式自由）… 1部

（2）提出期限 令和7年5月21日（水）午後5時まで

（3）提出方法

①郵送の場合の提出先

世田谷区みどり33推進担当部公園緑地課施設管理担当

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1

※郵送の未着事故については、区はその責を負わない。

②持参の場合の提出先

世田谷区みどり33推進担当部公園緑地課施設管理担当

〒158-0094 世田谷区二子玉川分庁舎（世田谷区玉川1-20-1）

（受付時間：土・日曜、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

7 提案書の提案者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。

8 提案書に求める内容、提出期限、提出先及び方法

(1) 提案書の部数

ア 正本 1部

A4判、両面刷り、10枚(20ページ)以内(表紙含む、カラー可)、様式は自由とする。表紙に、あて名「世田谷区役所」、タイトル、提出年月、事業者名を記載すること。

イ 副本 6部

上記正本と同じだが、表紙、本文等から事業者名が判断できるような記述を除いたもの。

※次の提案書内容のうち、①～③と④～⑤は別綴じとすること。

(2) 提案書内容

①実施体制に関する事項(2ページ程度)

様式は自由とするが、以下の内容は必ず記載する。

ア 事業者の実施体制

イ 業務従事者一覧(役職、経歴、資格等)

ウ 体制について特に留意する点

②本業務の実施方針(2ページ程度)

様式は自由とする。

業務のスケジュール案も記載すること。

③業務内容に関する企画提案(10ページ程度)

様式は自由とするが、以下の内容は必ず記載する。

ア 都市における農地を管理することや、公共の場である区立農業公園として多くの人が訪れ、安全に気持ちよく利用することができる施設運営を念頭に、公園の施設維持管理や圃場の管理について、業務説明書に記載する内容を円滑に遂行し、非常事態にも対応できる体制案を、業務内容ごとに記載する。

イ 区民が農業体験を通して世田谷区の農業の文化や歴史を学び、農業・農地が持つ多面的機能の有用性や重要性を理解することができるような農業体験イベントの企画立案、準備、運営について、業務内容ごとに記載する。

ウ 地元住民、利用者等の意見を公園の企画・運営に反映させるための調整、農業公園管理運営における区民参加や活動支援について、業務内容ごとに記載する。

エ 仮称桜上水農業公園を区民に広くPRし、多くの区民が公園の活動に参加できる

ための広報活動及び、活動参加者以外の区民も気軽に訪れてみたくなる公園

の魅力アップに関する内容を含んだ企画立案について、業務内容ごとに記載する。

④事業者の過去における農業公園等の類似施設の管理運営実績（２ページ程度）

様式は自由とするが、過去５年間の実績について内容、規模など具体的に記述する。顧客名を明記できない場合は、可能な範囲で記載する。

⑤見積書（２ページ程度）

様式は自由とするが、工程ごとの内訳が分かるように詳細に作成する。

※公平を期するために、上記以外の資料提出は認めない。

（３）提出期限

令和７年６月２５日（水）午後５時まで

（４）提出方法

下記の提出先まで持参する

世田谷区みどり３３推進担当部公園緑地課施設管理担当

所在地：〒158－0094 世田谷区玉川１－２０－１

TEL：０３－６４３２－７９０７ FAX：０３－６４３２－７９８９

E-mail：SEA02075@mb.city.setagaya.tokyo.jp

（受付時間：土・日曜、祝日を除く午前９時から午後５時まで）

９ 提案書を特定するための評価基準

（１）実施体制

（２）業務内容に対する理解度

（３）業務内容に対する企画提案

（４）類似施設の管理運営実績

（５）見積内容の妥当性

10 質問について

提案書作成にあたっての質問及び回答については、公平を期するため電子メールで行い、内容については取りまとめたのち、参加表明書を提出した各事業者に配信する。

（１）質問締切：令和７年５月２１日（水）午後５時まで

（２）質問方法：

- ・参加表明書提出後、公園緑地課宛に電子メールにより提出すること。

公園緑地課 E-mail：sea02075@mb.city.setagaya.tokyo.jp

- ・メールの件名は【仮称桜上水農業公園プロポーザル質問表の送付(会社名)】とし、貴社の担当窓口の部署、氏名、電話、ファクシミリ番号及びEメールアドレスを併記すること。

（２）回答方法：企画提案書の提出者に対し、令和７年５月２８日（水）に、参加者全員

に電子メールにて回答する。

11 書類審査

提案書の内容について、上記 9 の評価基準に基づき提案書の審査を行う。審査の結果、評価の高い 3 者程度に対して、下記 12 のとおりプレゼンテーション審査を実施する。提案書とプレゼンテーションを評価し、当該業務及びそれに付随する費用の見積書を含めて総合的に評価した結果、1 者を特定する。

なお、審査員は世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会の構成員である世田谷区職員 5 名とする。（審査員の都合により、代理者が審査することもある。）

12 プレゼンテーション

以下のとおり提案事業者により、業務の進め方等についてプレゼンテーションを実施する。

（１）開催日時：令和 7 年 7 月中旬（※予定）

開催場所：世田谷区役所庁舎会議室

（２）内容：①プレゼンテーションは、提案書を元に口頭説明を行い、提案説明 10 分、質疑応答 20 分程度とする。

②集合時間及び開始時間については、別途通知する。

13 その他

（１）提案書等作成に要する費用は参加者の負担とする。

（２）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（３）契約保証金 免除

（４）契約書作成の要否 要

（５）当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無

（６）提案書の提出後に上記 3 の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

（７）関連情報を入手するための照会窓口 上記 8（４）と同じ

（８）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（９）提出された参加表明書及び提案書は返還しない。

（１０）提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。

（１１）参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。

（１２）契約金額は、予算の範囲内とする。

- (13) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区とが協議し、委託業務にかかる仕様を確定させたうえで契約を締結する。また、仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、受託者と区との協議により最終決定する。

令和 年 月 日

世田谷区長 あて

所 在 地

商号又は名称

代表者名

㊞

参 加 表 明 書

仮称桜上水農業公園管理運営業務委託のプロポーザルに参加したいので、参加資格を満たすことを誓約いたします。

社名・団体名

担当部署

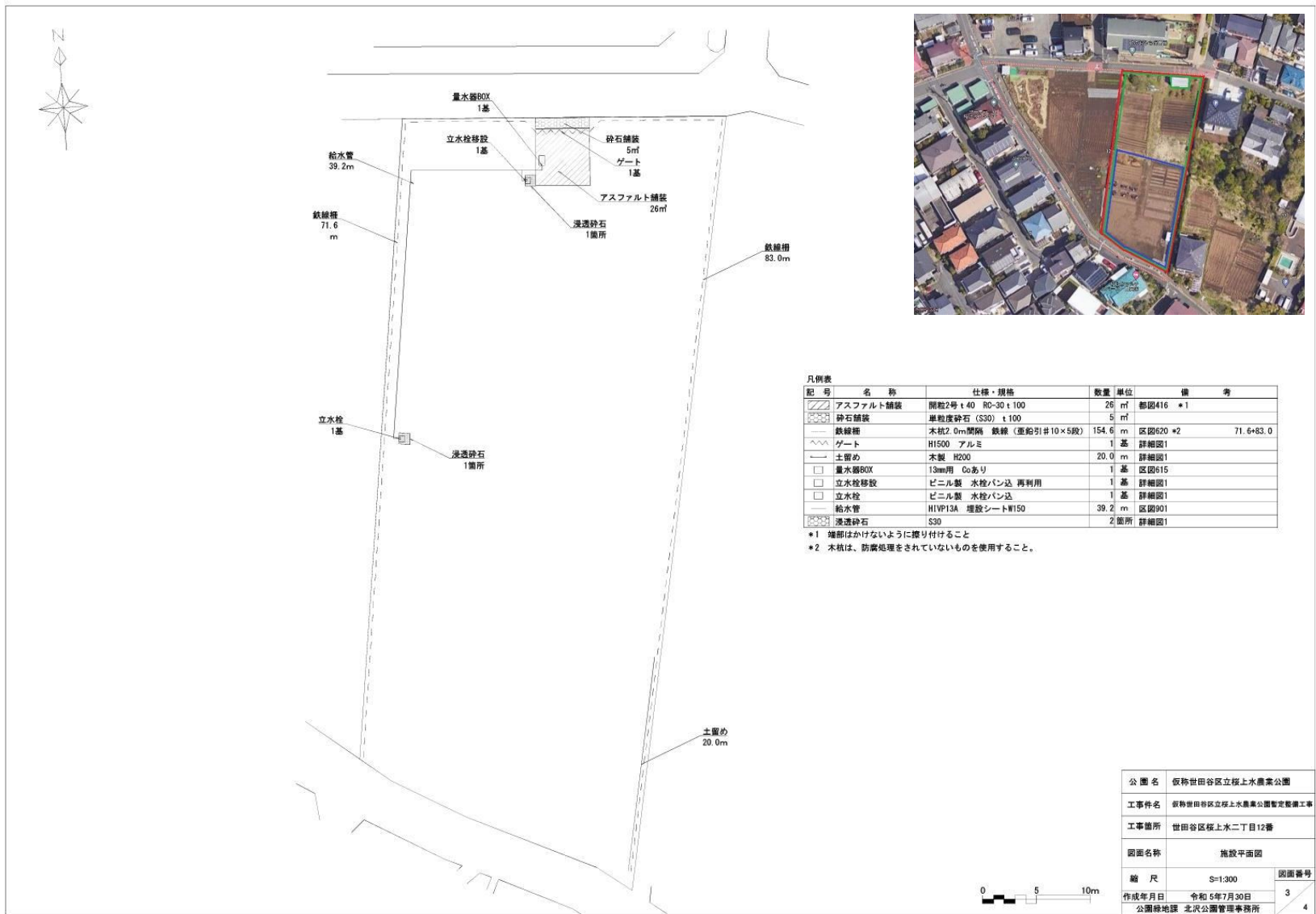
職・氏名

電話番号

ファクシミリ

メール

競争入札参加資格者名簿の登録の有無（ 有 ・ 無 ）



桜上水農業公園【貸与物品一覧】

	物品名	数
1	トラクター	1
2	ポンポンカッター	1
3	ショベル 丸型	2
4	ショベル 角型	1
5	スコップ 72 mm	10
6	カマ	3
7	三角鎌	1
8	レーキ	1
9	プラスチックテミ	2
10	ゴムハンマー	1
11	平バール 330 mm	1
12	工具セット	1
13	バケツ 10L	2
14	ハサミ	5
15	携行缶 軽油 20L	1
16	じょうろ	2
17	竹ぼうき	2
18	プラスチック買い物かご	10
19	コンテナ 350*490*292	4
20	砥ぎやすり	1
21		
22		